

第7期 清瀬市介護保険料額(平成31年度)

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護を受給している方 ● 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ● 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.325	22,700円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 	基準額 ×0.495	34,600円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方 	基準額 ×0.705	49,200円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.84	58,700円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない方 	基準額	69,900円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 	基準額 ×1.13	79,000円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	基準額 ×1.28	89,500円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	基準額 ×1.42	99,300円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 	基準額 ×1.55	108,400円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 	基準額 ×1.70	118,900円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方 	基準額 ×1.80	125,900円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方 	基準額 ×1.96	137,000円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方 	基準額 ×2.08	145,400円
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方 	基準額 ×2.24	156,600円
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方 	基準額 ×2.37	165,700円
第16段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方 	基準額 ×2.56	179,000円
第17段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方 	基準額 ×2.73	190,900円
第18段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が市民税課税で、合計所得金額が3,000万円以上の方 	基準額 ×2.90	202,800円

・合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年度以降の介護保険料の算定では、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除を合計所得金額から控除した額を所得段階の算定に用います。加えて所得段階の第1段階から第5段階の算定の際は、年金収入に係る所得を控除した額を算定に用います。

・課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

・老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。